

第6章 避難及び防火の管理

(劇場等の客席)

第47条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。(せ)

- (1) いすは、床に固定すること。(へ)
- (2) いす背(いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。)の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。)は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。(せ)
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席(最下階にあるものを除く。)の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。(せ)(へ)

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数(8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数(20席を超える場合にあつては、20席とする。)をいう。以下この条において同じ。)以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数(1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。)以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。(せ)

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員(以下「算定幅員」という。)以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル(片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル)未満としてはならない。(せ)

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。(せ)

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。(せ)

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口(出入口を含む。以下同じ。)に直通させること。(せ)

【解説】

本条は、劇場等の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

1 「劇場等」とは、第24条第1項第1号で定める劇場等をいうが、防火対象物の令別表第1の用途で判断するのではなく、使用部分の実態の用途に着目して判定すること。

2 「客席」とは、劇場、映画館、演芸場等については、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であって、座席部分のみならず客席内通路もまた客席の一部にほかならない。

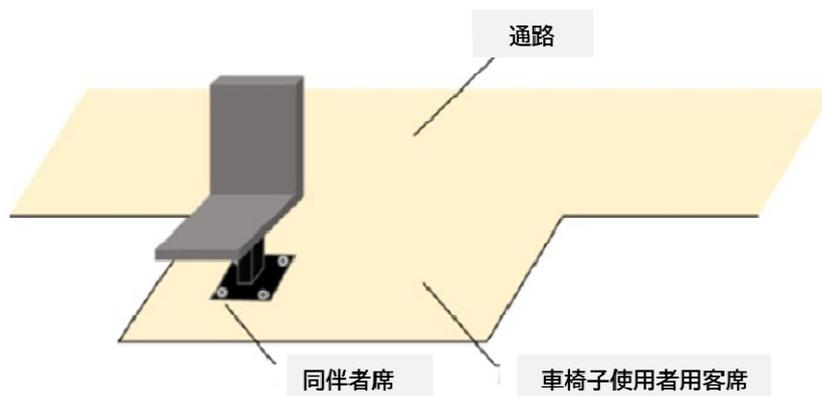
3 第1号

客席に設ける椅子は、避難の際に転倒し、避難の障害となるなど予想外の混乱を招くおそれがあるので、床に固定することを原則としたものである。

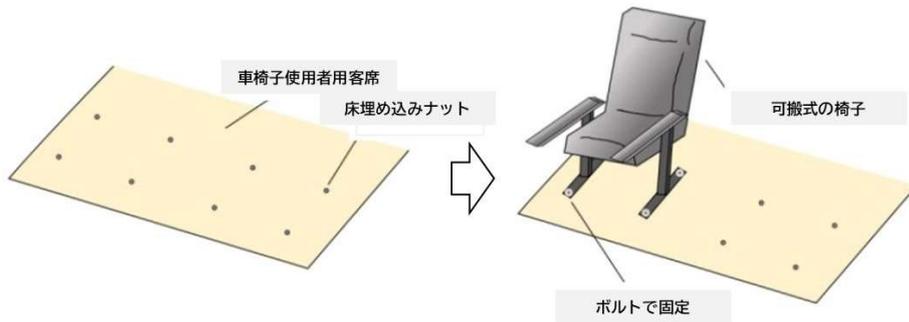
なお、劇場等の屋内に車イスの観覧スペースを設置する場合は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）」、「広島県福祉のまちづくり条例（平成7年広島県条例第4号）」、「広島県福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年広島県規則第18号）」及び「福祉のまちづくり整備マニュアル」によること。

また、車椅子使用者用客席の横に設ける同伴者用客席について、床への固定方法としては、例1のほか、例2のような方法も認められる。

- ・ 例1 車椅子使用者用客席に隣接してあらかじめ固定した椅子席を設ける方法
別図



- ・ 例2 必要に応じて椅子席をボルトで固定できるようにする方法
別図



4 第2号

- (1) いす席を設ける客席の部分についての規定であって、ます席、立見席等における入場者一人当りの占有幅について規定しているものではない。
- (2) 「いす席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあっては、座を跳ねあげた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定すること。

図 47-1 いす背の間隔と座席の幅

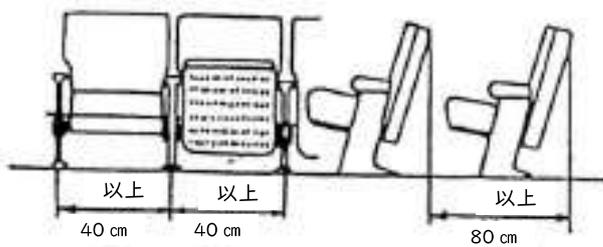
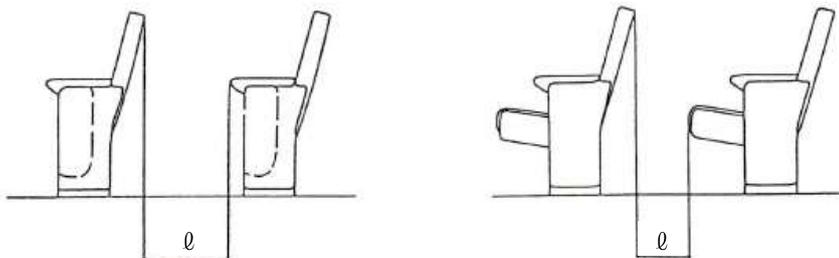


図 47-2 いす背の間隔

自動的に座が跳ね上がる方式のもの

座の跳ね上がらないもの等



ℓ：いすの間隔 ≧ 35 cm

- (3) 「座席の幅」とは、入場者一人当りの占有幅を指すものであって、一のいすの幅をいうものではない。したがって、長いすにあっては、その幅が例えば2メートルである場合には、一のいすに5人を超えて入場者を着席させることはできない。また、第5号アの規定との関係上、例えば幅4メートルの長いすを使用しても8人以上の入場者を着席させることはできないことになる。

5 第3号

- (1) 「立見席」には、いわゆる待見席を含む。なお、客席後方に奥行が2.4メートルを超える部分が存する場合は、その部分は通路とみなすこと。
- (2) 立見席の位置は、最も避難が容易な客席の後方に限ることとし、客席の側方に設ける待見席は認められない。

6 第4号

- (1) 「手すり」は、避難の際の混乱による入場者の階下への墜落を防止し、又は立見席からその他の部分への群衆の流れを止めるために設置するものである。
- (2) 「最下階」とは、客席の最も低い位置にあり、墜落するおそれのない場所をいう。
- (3) 「最前部」とは、通路で仕切られた座席の一団の最前部をいう。

7 第5号

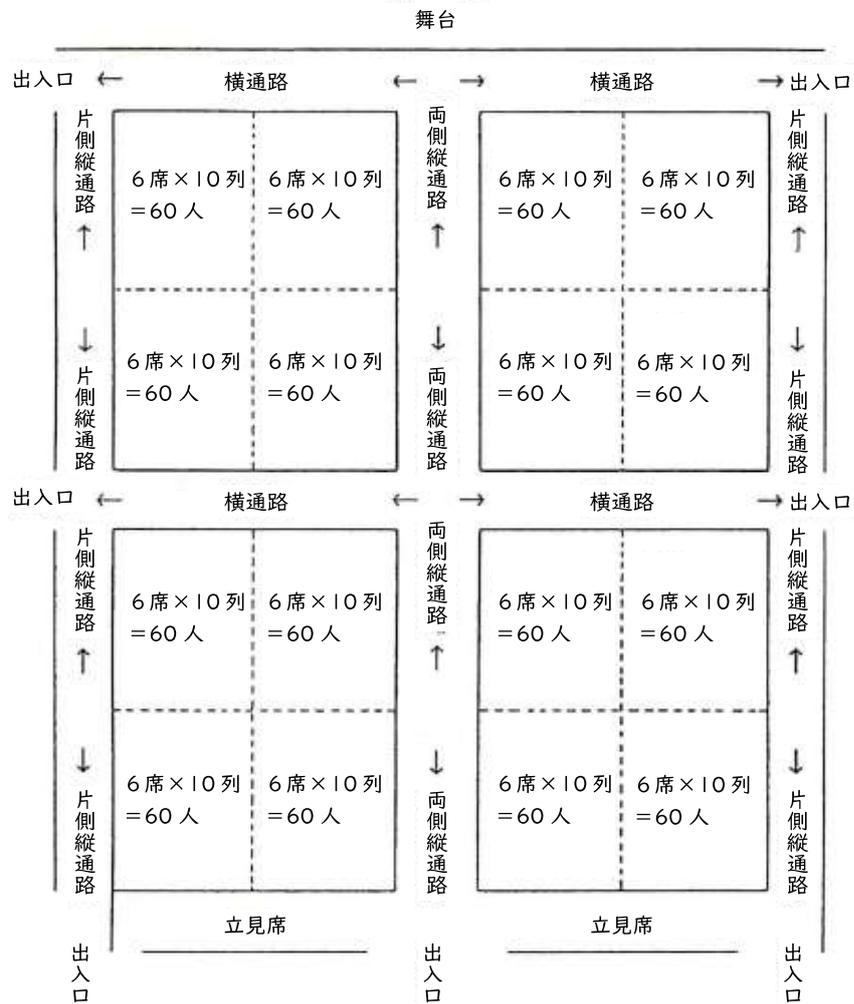
- (1) 横に並んだいす席(ます席)」「縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を指す。
- (2) 「基準席数」とは、いす席の間隔に応じ、表47-1のように最大20席まで認める。

表 47-1 いす席の間隔と基準席数の関係

いす席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)
35 以上 47 未満	$8 + (A - 35)$
47 以上	20

- (3) 各通路の算定幅員の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることとなるが、実務的には、劇場等の設計者が座席から出入口までの避難経路を計画し、消防長がその避難計画が適正であるかどうか判断することとなる。その際に、基本的に、座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。なお、算定幅員は通路ごとに算定する（図 47-3，図 47-4 参照）。
- (4) 通路の幅員は、算定幅員又は最低幅員（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては 60 センチメートル、それ以外の縦通路にあっては 80 センチメートル、横通路にあっては 1メートルとする。）のうち大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならない。
- (5) 横通路は、一団の客席間と最下階にある客席の最前部に必要であるが、客席の最後部には保有義務はないものである。
- (6) 「避難口」とは、避難に際して使用される出入口をいう。「(出入口を含む。）」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の入出には使用しないいわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。
- (7) 「直通」とは、直通階段等の用例にみられるごとく、直接的に通ずるといほどの意味であって、直線的に通ずることを要求したものではない。

図 47-3 劇場の座席配列の設計例 (12 席 × 20 列の座席配列の場合)



両側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 72 \text{ cm} < 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を 80 cm とする。

片側縦通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 36 \text{ cm} < 60 \text{ cm}$$

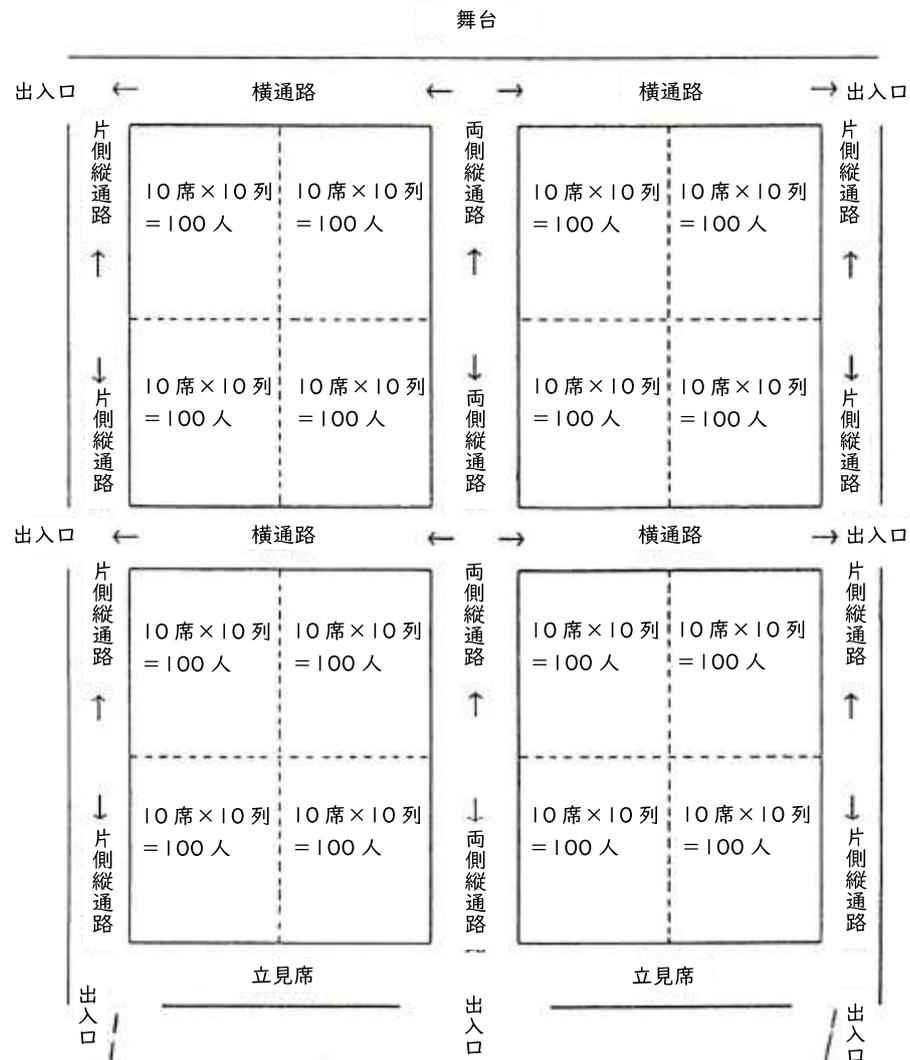
したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路の計算

$$6 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 72 \text{ cm} < 100 \text{ cm}$$

したがって、横通路の幅員を 100 cm とする。

図 47-4 劇場の座席配列の設計例 (20 席×20 列の座席配列の場合)

**両側縦通路の計算**

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 120 \text{ cm} > 80 \text{ cm}$$

したがって、両側縦通路の幅員を 120 cm とする。

片側縦通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 0.6 \text{ cm/人} = 60 \text{ cm} \geq 60 \text{ cm}$$

したがって、片側縦通路の幅員を 60 cm とする。

横通路の計算

$$10 \text{ 席} \times 10 \text{ 列} \times 2 \text{ ブロック} \times 0.6 \text{ cm/人} = 120 \text{ cm} > 100$$

したがって、横通路の幅員を 120 cm とする。